

令和6年2月9日

愛媛県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 野志 克仁 様

愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会
会長 田中 順悟



令和5年度愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会意見について(報告)

令和6年2月6日に開催した標記懇話会の意見につきまして、愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱第6条第4項の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

意 見 内 容

令和6・7年度保険料率案については、団塊の世代がすべて75歳以上になることによる被保険者数の増加や医療の高度化による医療給付費の増加、制度改正の影響による医療費の増減要因を反映させるとともに、剩余金を活用した保険料の上昇抑制も図っており、安定した制度運営のために適正な料率であると認められます。

被保険者の増加が見込まれる今後においては、保険財政の健全化、医療費適正化を図るとともに、地域包括ケアシステムを活用し、安定した制度運営に努めることが重要となってまいりますので、下記に掲げる事項について、今後の制度運営に反映していただくことを要望いたします。

記

- (1) 健康診査・歯科口腔健康診査の受診率向上を図るため、引き続き関係機関と連携し、被保険者を中心とした事業運営を実施するよう努められたい。また、効果的な広報活動により被保険者に対する周知啓発を図ること。
- (2) 後発医薬品利用差額通知事業については、後発医薬品の供給不安の背景や費用対効果を考慮し、医療機関と連携しながら、事業の実施に努めていただきたい。

以 上